

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成22年8月31日付け大健福第2559号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 22 年 5 月 6 日付け大健福第 487 号
により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 22 年 4 月 19 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第
3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「健康福祉局人事
勤務条件担当の持つ 21 年度保護課岸代理の発言（適切や不適切を同事案で都度使い分
けた事）を調査した記録」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 不存在による非公開決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していな
い理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「請求日現在、当該事項を確認中であり、当該公文書をそもそも作成しておらず、実
際に存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 22 年 5 月 21 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、
行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行っ
た。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求に至る経過について

生野区保健福祉センター生活支援担当は、生活保護の医療助成の実施に当たって、生活保護法に基づく「診療状況について（回答）」の照会に、「6、自立支援医療適用の可否」、「7、精神保健福祉手帳の手続き」を追記するという方法で、医療機関に他法他施策の活用可否について、異議申立人の同意を得ずに照会していた。

このことについて、健康福祉局生活保護担当（以下「生活保護担当」という。）は、異議申立人に対しては「適切」、職員に対しては「不適切」な事務処理であると言葉を使い分けて説明している。

また、市民の声の回答等においては、異議申立人に対する説明に一貫性がない。

2 文書の存否について

実施機関は、請求日時点で本件文書を作成していないとしているが、本件請求日以前（平成21年8月）から関係所属で「不適切」な事務処理について合議があり、平成22年2月には謝罪があったため、請求日時点でそれまでの経緯を記録した文書は当然存在するはずである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに至る経過について

平成22年3月25日、異議申立人と実施機関の担当である健康福祉局人事・勤務条件担当（以下「本件担当」という。）の担当者との電話のやり取りの中で、「生活保護担当職員が異議申立人に説明していた内容と行政側職員に説明している内容が違っている。異議申立人と面談で説明していた内容と違った説明をしていなかったか確認すること」とのやり取りがあったので、本件担当として生活保護担当にその内容を確認していたところである。

平成22年4月19日、本件担当は異議申立人に電話で事実確認について「今まで聞いていた内容とは変わりはない、特に違った説明はしていない」と説明したところ、異議申立人からは「同一事案に対して適切・不適切と文言を使い分けていることを確認したのか」との話になり、本件担当から「適切・不適切の表現を使い分けていたかどうか」というような聞き方はしていない旨説明したところ、異議申立人から「そのような確認を行っていないのは、確認のやり方が間違っている。適切・不適切と言葉を使い分けていたかどうか確認すること」とのやり取りから、再度確認を行う旨説明し話を終えた。

その後、同日夕方に本件請求がなされたものである。

2 本件決定について

平成22年4月19日の午前中の電話で、再度の確認を行うことで双方が認識してい

たものを、当日の夕方に公文書公開請求されたとしても、そのような公文書の作成はしておらず、存在しないものであることから、本件決定を行ったものである。

また、本件については異議申立人から生活保護担当等に対して、市民の声や苦情相談が多数寄せられており、この間の経過については生活保護担当から報告（異議申立人から岸課長代理が嘘をついていると言われているが、生活保護担当としてはそのような事実はない等）を受けているが、苦情相談内容が生活保護制度に関する内容であることから、本件担当としては特に公文書を作成していない。

このような状況から、実施機関としては本件決定にかかる通知書を送付する際に、本件決定の理由を補足する趣旨で不存在の理由を手紙に記した上で同封し、異議申立人に理解を求めたところであるが、異議申立人の理解を得られなかった。

3 異議申立て以後の経過について

平成22年4月19日に異議申立人から申し出のあった「適切・不適切と言葉を使い分けていたかどうか」に係る事実確認については、同年5月中に終えていた。

異議申立人からは平成22年12月6日に「調査結果について連絡がないがどうなっているのか市民の声で回答するように」との連絡があったので、確認した結果については、「今まで説明していた内容と変わりはなく、特に問題のあるものではないと判断し、調査を終えております。」、また、調査結果の連絡については、「調査終了時期を示した手紙を同封したことで、必要に応じて公文書公開請求により請求されるものと理解しておりました。」と平成22年12月21日付け市民の声で回答した。

その後、異議申立人が別途行った平成23年2月25日付けの公開請求に対し、実施機関は調査結果が記載されている「生活保護担当職員の発言に対する事実確認について」を特定し、平成23年3月11日付け大健福第6054号により部分公開決定を行っている。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書が存在しないとしてなされた本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

- (1) 実施機関に確認したところ、平成22年4月19日の異議申立人との電話の後、同日中に生活保護担当岸課長代理に状況を伝え、本件経過の関係局である市民局と調整の上、報告書を作成し提出するように求めたところ、平成22年5月20日に生活保護担当から本件担当へ当該報告書が提出された、とのことである。
- (2) したがって、前記第4の2に記載のとおり、平成22年4月19日の午前中に受けた電話で、再度の確認を行うことで双方が認識していたものを、同日の夕方に公文書公開請求をされたとしても、そのような公文書の作成はしておらず、存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点はない。
- (3) 一方、異議申立人は前記第3の2に記載のとおり、本件請求以前から関係所属で合議があったため、請求時点で、本件文書は存在するはずであるとの旨を主張している。

そこで、実施機関に確認したところ、異議申立人と関係所属との間で話し合いを行ったものの、当該話し合いは本件担当が異議申立人と初めて本件に関するやり取りを行った平成22年3月25日以前に行われたものであり、本件担当は当該話し合いには関わっておらず、本件担当においては当該話し合いに係る文書を保有していないとのことであった。

- (4) したがって、本件請求書の「健康福祉局人事勤務条件担当の持つ」という記載に照らせば、請求時点において、当該話し合いに係る文書を本件担当において保有していないことから本件決定を行ったとする実施機関の主張にも、特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 赤津加奈美、委員 須藤陽子、委員 曾我部真裕

(参考) 答申に至る経過

平成 22 年度諮問受理第 19 号

年 月 日	経 過
平成 22 年 8 月 31 日	諮問
平成 22 年 12 月 27 日	異議申立人から意見書の提出
平成 23 年 2 月 4 日	実施機関理由説明
平成 23 年 2 月 18 日	異議申立人意見陳述
平成 23 年 2 月 18 日	異議申立人から追加意見書の提出
平成 23 年 2 月 21 日	異議申立人から追加意見書の提出
平成 23 年 5 月 9 日	審議 (論点整理)
平成 23 年 6 月 9 日	審議 (答申案)
平成 23 年 6 月 29 日	答申